公　　告

次のとおり町有土地・建物定価公募売却を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び真鶴町契約規則（昭和62年真鶴町規則第14号）第６条の規定に基づき公告する。

2026年11月17日

真鶴町長　小　林　伸　行

１入札対象案件
（１）件　　名 町有土地・建物定価公募売却（字宿）
（２）入札物件 別紙のとおり

２ 公募売却に参加する者に必要な要件
（１）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者
（２）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員に該当しない者
（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第５号に規定する指定暴力団等及びその役職員又は構成員に該当しない者
（４）（２）及び（３）に掲げる者から委託を受けた者及び（２）及び（３）に掲げる者の関係団体に該当しない者
（５）町税その他公課金を滞納していない者

３ 抽選の日時及び場所
申込者が２者以上の場合のみ公開による方法で実施します。抽選実施の有無については、12月10日（木）に申込者へメール等でお知らせします。
（１）抽選日時　2026年12月11日（金）　午前11時15分
（２）抽選場所　真鶴町役場　３階　議会傍聴席

4 提出書類等について

参加を希望する者は、次により申請すること。

（1）提出期限

2026年12月9日（水） 午後5時まで

（2）提出書類

①普通財産買受申込書兼見積書
②身分証明書の写し
③誓約書
④住民票【個人の場合】※真鶴町民の場合は不要
⑤法人の登記事項証明書
⑥印鑑登録証明書
⑦納税証明書※個人の真鶴町民の場合は不要

（3）提出先

真鶴町役場財務課資産経営係

（4）提出方法

持参

5 契約予定者の決定方法等

（1）申込者が1者の場合は、その者を契約予定者とする。

（2）申込者が2者以上いる場合は、公開の方法による抽選を行い契約予定者を決定する。

（3）公募売却結果の公表は真鶴町ホームページで行う。

6 注意事項

（1）募集要領については真鶴町ホームページにおいて必ず閲覧し、契約上の条件等について確認すること。

（2）普通財産買受申込書兼見積書提出後、辞退する場合は、抽選日の前日（休日であるときは直前の開庁日）、午後5時までに辞退届（任意様式）を財務課資産経営係へ提出すること。

（3）契約予定者の決定後、契約の締結までに公募売却参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

7 失格

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

（1）抽選に参加する資格のない者がした場合

（2）他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合

（3）抽選時に不正な行為をした場合

（4）前各号に定めるもののほか、この説明書の定めに違反した場合

8　公募売却執行に関する問合せ・書類送付先

真鶴町財務課資産経営係
住所：〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1
電話：0465-68-1131(内線6360)、ファックス：0465-68-5119

別紙

物件調書

住所：真鶴町真鶴574番地

土　地

所在地				地目	地積
町	大字	字	地番		
真鶴町	真鶴	宿	574番	宅地	114.18㎡

建　物

所在地				建築年	構造	種類	床面積
町	大字	字	地番				
真鶴町	真鶴	宿	574番地	1967年	木造	居宅	56.27㎡

その他

- 定価売却価格：土地　2,210,000円（非課税）
  建物　140,000円（うち消費税及び地方消費税額　12,727円）
- 契約保証金：235,000円
- 用途地域等：都市計画区域内非線引き
- 第1種住居地域
- 建ぺい率：60%
- 容積率：200%
- 行政的条件：まちづくり条例土地利用規制基準
  普通住宅地区（甲）
  高さ制限最高 12m
  敷地面積最低 120㎡
- 施設：町営水道、プロパンガス
- 土地形状：平坦地
- 土砂災害警戒区域指定：指定なし
- 浸水想定区域区分：指定なし
- 道路：幅員0.9mの町道157号線が付近を通っている。接道なし。
- 交通：真鶴駅から徒歩15分
- 公共施設までの直線距離：
  小・中学校450m、消防分署400m、町役場800m、
  国保診療所700m、情報センター700m、

真鶴港郵便局400m、交番1.0km、中学校1.2km

【特記事項】

※ 売買物件は、現状引渡しとし、変更等の経費は契約者の負担とします。

※ 各種供給処理施設（ガス・上下水道等）の利用にあたっては各事業者等と十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、契約者の負担において行っていただきます。

※ 売買物件の利用に際し、隣接土地所有者、地域住民等との調整が生じた場合は、すべて契約者において行ってください。